資料５

「自転車の交通安全教育ガイドライン」骨子案

１　はじめに

(1)　自転車を取り巻く情勢

※枠内は当該項目に盛り込む内容。以下同じ。

・　自転車は、幼児から高齢者まで幅広い層が多様な用途で利用する国民の身近な交通手段であり、環境負荷の軽減、災害時における交通機能の維持、国民の健康の増進等に資するものとして、その利用が推進されている。
・　他方、近年、交通事故件数が減少傾向にある中、全交通事故に占める自転車関連事故件数の構成比は増加傾向にあるほか、自転車対歩行者事故の発生件数も近年増加傾向にある（図１）。
・　自転車が当事者となった死亡・重傷事故件数の約４分の３には自転車側に何かしらの法令違反が認められる（図２）。
・　交通空間を共有する他者や自己の安全を確保するため、自転車利用者一人一人が自転車の安全利用に関する「技能」「知識（交通ルール）」「行動・態度」を身に付ける必要がある。

(2)　ガイドラインの目的

・　自転車の交通安全教育は、警察のほか、事業者、保護者・家族、学校、自治体等、地域・社会全体で協力して取り組むべきものである。
・　これらの多様な主体が行う自転車の交通安全教育が教育を受ける者にとって効果的なものとなるよう、実際に行われている事例を参考にしつつ官民それぞれの知見等を取り入れた自転車の交通安全教育の指針を取りまとめたものである。

(3)　ガイドラインのポイント

ア　各ライフステージの特性に応じた目標及び教育内容の整理

・　本ガイドラインでは、自転車の利用実態及び交通事故実態並びに心身の発達状況はライフステージごとに異なることを踏まえ、各ライフステージの特性に応じた目標及び教育内容を整理した。
・　また、中学生までに一通りの交通ルールを習得することを目指しつつ、全てのライフステージを通じて自転車の安全利用に必要な「技能」「知識」「行動・態度」を習得することができるよう、教育内容を体系化した。

イ　各教育主体が持つ教育機会に応じた教育内容及び教育方法例の整理

・　本ガイドラインでは、販売事業者（小売店）、レンタサイクル・シェアサイクル事業者、保護者・家族、学校等、雇用主事業者、自治体及び交通安全教育を行う民間事業者や地域の団体のそれぞれが持つ教育機会に応じ、実施すべき教育内容と考えられる教育方法の例を整理した。

２　教育内容・教育方法

(1)　自転車の交通安全教育の全体像

・　各ライフステージの目標、教育内容及び考えられる教育方法例を一覧表で整理（図３）。

⑵　各ライフステージを通じて習得する交通ルールの一覧及び解説

・　各ライフステージで習得すべき交通ルールを一覧表で整理し（図４）、解説（図５）。

⑶　各ライフステージの目標及び教育内容

ア　未就学児

※下線部は事故実態等及びそれを踏まえて重点的に教育すべき内容。以下同じ。

【目標】

・　安全・安心に自転車を利用することができるよう、自転車の基本的な技能を習得するとともに、他者の存在を前提として、自転車に限らず道路空間を安全に通行するための基本的な交通ルールを学ぶ。

【事故実態等】

・　公道を運転する機会が少なく、公道を運転するとしても、自宅周辺など極めて限定的な範囲（図６）。

・　事故類型として、車両相互の出会い頭事故が最多（図７）。

【基本的な考え方】

・　事故に遭わないために最低限身に付けるべきものとして、出会い頭事故防止に資する交通ルールとその実践に重点を置く。

・　交通社会の一員としての態度を習得させる出発点として、道路においては他者と空間を共有していることを認識させる。

【教育内容】

〇技能

・　自転車に乗る際のバランス能力、正しいブレーキのかけ方

〇知識

・　信号機の信号等に従う義務、徐行すべき場所、指定場所における一時停止、ヘルメットの着用

〇行動・態度

・　交差点等における「止まる」「見る」「確かめる」を習得

・　他者がいることの認識及び他者を思いやる気持ちの養成

イ　小学生（下学年）

【目標】

・　安全・安心に自転車を利用することができるよう、自転車の技能を向上させるとともに、自転車に乗る際の基本的な交通ルールを習得し、交通社会における他者への配慮を習慣づける。

【事故実態等】

・　自転車利用頻度が急激に上昇し、公道を運転する機会も増加（図８）。

・　安全運転義務違反を原因とする事故のうち、「安全不確認」が年代別で最多の割合を占める。（図９）。

【基本的な考え方】

・　全ての交通ルールを習得するには理解力・記憶力が未熟なため、「安全不確認」による事故に遭わないための交通ルールとその実践に重点を置く。

・　公道での運転機会の増加を踏まえ、歩道通行は可能だが、自転車が車の仲間であり歩行者を保護しなければならないことを意識付ける。

【教育内容】

〇技能

・　自転車に乗る際のバランス能力、正しいブレーキのかけ方

〇知識

・　道路交通法上の自転車の位置づけ、通行区分（車道が原則、左側左側端通行及び歩道通行の際のルール）、駐車場所・駐車方法、信号機の信号等に従う義務、右左折の方法、交差点の通行方法、徐行すべき場所、指定場所における一時停止、ヘルメットの着用、ライトの点灯、整備点検

〇行動・態度

・　交差点等における「止まる」「見る」「確かめる」の徹底

・　歩行者保護の重要性の理解と実践

ウ　小学生（上学年）

【目標】

・　自転車に乗る際の交通ルールを習得するとともに、道路における危険を理解し、車道通行を前提とした他の交通主体への配慮を習得する。

【事故実態等】

・　学年が上がるにつれ、自転車乗用中の事故の割合が上昇（図 10）。

・　安全運転義務違反を原因とする事故のうち、「動静不注視」が増加し始める（図 11）。

【基本的な考え方】

・　自転車が主要な移動手段となるため、知識面では、自転車に乗る際の交通ルールを一通りマスターさせるが、中でも中学生以降で特に気を付けるべきルールを先取して重点的に教育。

・　行動・態度面では、道路に潜む危険を正しく理解できるようにする教育内容に重点を置く。

【教育内容】

〇技能

・　公道における交通ルール等（安全確認や、合図等の交通におけるコミュニケーションの励行を含む。）に則った運転の実践

〇知識

・　道路交通法上の自転車の位置づけ、通行区分（車道が原則、左側左側端通行、歩道通行の際のルール、自転車道及び普通自転車通行帯並びに路側帯通行）、横断歩行者の優先、並走の禁止、駐車場所・駐車方法、信号機の信号等に従う義務、右左折の方法、交差点の通行方法、徐行すべき場所、指定場所における一時停止、二人乗り等の禁止、携帯電話使用等の禁止、ヘルメットの着用、ライトの点灯、整備点検

〇行動・態度

・　身の回りの危険箇所の把握、歩行者や車両といった他の交通主体の動きの予測（これらを踏まえた採るべき回避行動を含む。）
・　歩行者や車両といった他の交通主体への配慮の重要性の理解と実践、他の模範となる安全な運転を行うべきことの理解と実践

エ　中学生

【目標】
・　自転車に乗る際の交通ルールを確認するとともに、道路における危険を理解し、これを予測して回避するために必要な能力を習得することにより、交通社会の一員としての自覚を習得する。

【事故実態等】
・　登下校での自転車利用により、小学生と比べて自転車を利用する頻度が高い者の割合が増加する（図８）ほか、登下校時の自転車関連死亡・重傷事故が小学生に比べ急増（図 12)。
・　携帯電話保有率の上昇もあいまって、携帯電話使用等に起因する自転車関連事故が急増（図 13)。

【基本的な考え方】
・　自ら危険な行動をとる傾向がうかがわれるとともに、身体の成熟により事故が重大化しやすくなることを踏まえ、行動・態度面では、自分が事故に遭わないことに加え、他者に配慮した安全な運転の実践に重点を置く。
・　知識面では、これまで習得した交通ルールを再確認・徹底させるが、特に、通行区分や携帯電話使用等の禁止に関する内容に重点を置く。

【教育内容】
〇技能
・　公道における交通ルール等（安全確認や、合図等の交通におけるコミュニケーションの励行を含む。）に則った運転の実践
〇知識
・　道路交通法上の自転車の位置づけ、通行区分（車道が原則、左側左側端通行、歩道通行の際のルール、自転車道及び普通自転車通行帯並びに路側帯通行)、横断歩行者の優先、並走の禁止、駐車場所・駐車方法、信号機の信号等に従う義務、右左折の方法、交差点の通行方法、徐行すべき場所、指定場所における一時停止、二人乗り等の禁止、携帯電話使用等の禁止、ヘルメットの着用、ライトの点灯、整備点検、事故時の対応
〇行動・態度
・　身の回りの危険箇所の把握、歩行者や車両といった他の交通主体の動きの予測、身体機能の成熟により事故の被害（加害する場合を含む。）が重大になることの理解、「ながらスマホ」等の危険な行為の危険性の理解（これらを踏まえた採るべき回避行動を含む。）
・　歩行者や車両といった他の交通主体への配慮の重要性の理解と実践、他の模範となる安全な運転を行うべきことの理解と実践、刑事・民事上の責任の理解

オ　高校生

【目標】

・　自転車に乗る際の交通ルールを確認し、道路における危険の予測・回避能力を養うとともに、将来の交通社会を担う存在として、自転車を運転する際の社会的責任を理解し、実践する。

【事故実態等】

・　自転車関連事故による死傷者数は、高校生が該当する年代でピークに（図14）。

・　自転車対歩行者事故のうち歩行者死亡・重傷事故における自転車運転者の年齢層別割合は高校生が最多（図15）。

【基本的な考え方】

・　知識面では、これまで習得した交通ルールを確認する中で、特に、自己の死傷や対歩行者事故に直結するような違反に関する交通ルールに重点を置く。

・　行動・態度面では、危険な運転により生じうる結果を理解させ、行動変容につなげるとともに、社会的責任の理解に重点を置く。

【教育内容】

〇技能

・　公道における交通ルール等（安全確認や、合図等の交通におけるコミュニケーションの励行を含む。）に則った運転の実践

〇知識

・　道路交通法上の自転車の位置づけ、通行区分（車道が原則、左側左側端通行、歩道通行の際のルール、自転車道及び普通自転車通行帯並びに路側帯通行）、横断歩行者の優先、並走の禁止、駐車場所・駐車方法、信号機の信号等に従う義務、右左折の方法、交差点の通行方法、徐行すべき場所、指定場所における一時停止、二人乗り等の禁止、携帯電話使用等の禁止、ヘルメットの着用、ライトの点灯、整備点検、事故時の対応、酒気帯び運転等の禁止

〇行動・態度

・　身の回りの危険箇所の把握、歩行者や車両といった他の交通主体の動きの予測、身体機能の成熟により事故の被害（加害する場合を含む。）が重大になることの理解、「ながらスマホ」等の危険な行為の危険性の理解（これらを踏まえた採るべき回避行動を含む。）

・　歩行者や車両といった他の交通主体への配慮の重要性の理解と実践、他の模範となる安全な運転を行うべきことの理解と実践、安全な交通社会づくりの重要性の理解と積極的な参加・協力を通じた社会的責任の醸成、刑事・民事上の責任の理解

カ　成人

【目標】

・　自転車に乗る際の交通ルールを確認するとともに、他の年代の模範となる行動を実践し、子どもに対して交通ルールを教えられるようになる。

【事故実態等】

・　年齢層別人口 10 万人当たりの飲酒運転自転車関連事故件数は成人（～64歳）が多い（図 16）。

・　同乗者ありの自転車関連事故は、30 代・40 代の割合が高く（図 17）、また、同乗者ありの自転車関連事故に占める電動アシスト自転車による事故の割合も高い（図 18）。

・　外国人による自転車関連事故は増加傾向（図 19）。

【基本的な考え方】

・　これまで習得した交通ルールを再確認するとともに、飲酒運転等の悪質な違反行為については、民事・刑事・社会的責任と関連付けながら教育。

・　保護者に対しては、子乗せ自転車（子乗せ電動アシスト自転車を含む。）を運転する際の注意点を教育するとともに、子どもに対する自転車の交通安全教育の重要性を理解させる。

・　訪日外国人に対しては自転車安全利用五則を中心に、在留外国人に対しては一般成人と同等の交通ルールを教育。

【教育内容】

〇技能

・　車種別の特性に応じた運転時の注意点

〇知識

・　全般の交通ルール

〇行動・態度

・　歩行者や車両といった他の交通主体への配慮の重要性の理解と実践、他の模範となる運転を行うべきことの理解と実践、安全な交通社会づくりの重要性の理解と積極的な参加・協力を通じた社会的責任の醸成（子どもに対する教育の重要性の理解を含む。）、刑事・民事上の責任の理解

キ　高齢者

【目標】

・　自転車に乗る際の交通ルールを確認するとともに、加齢に伴う身体機能の変化を知り、それに応じた安全な運転を行う。

【事故実態等】

・　生活目的での自転車利用が多く、買物、通院等、自宅周辺の行き慣れた場所への移動手段としている（図 20）。

・　年齢層別人口 10 万人当たりの自転車乗用中死亡事故件数がライフステージ別で最多であり、内訳として路外逸脱や転倒が多い（図 21）。

・　自転車乗用中死傷者のヘルメット着用率が年齢層別で最も低い（図 22）。

【基本的な考え方】

・　自宅周辺等への短時間の移動であっても、ヘルメットを着用するなど、自分の身を守ることを教育。

・　加齢による身体機能の変化を自覚した運転を実践する。

【教育内容】

〇技能

・　加齢による運転技能の低下の理解

〇知識

・　全般の交通ルール

〇行動・態度

・　身の回りの危険箇所の把握、加齢による認知機能の変化の理解（これらを踏まえた採るべき行動を含む。）

・　歩行者や車両といった他の交通主体の配慮の重要性の理解と実践、他の模範となる運転を行うべきことの理解と実践、安全な交通社会づくりの重要性の理解と積極的な参加・協力を通じた社会的責任の醸成、刑事・民事上の責任の理解

(4)　各教育主体の教育内容・教育方法例

ア　販売事業者

※下線部は教育機会並びにそれを踏まえて重点的に教育すべき内容及び方法例。以下同じ。

【基本的な考え方】

・　多くの自転車利用者が最初に接する重要な立場にあり、自転車の種類別の運転特性等に関する知見を有する。

・　販売時の短時間に、的を絞った教育を行うとともに、自転車購入者による事後的な学習のための教材の配布を行うことが効果的。

【主な教育の対象者】

・　全ライフステージ

【教育内容】

〇技能

・　自転車の基本的な操作、体格に合った自転車に乗ることの重要性

・　子乗せ自転車（子乗せ電動アシスト自転車を含む。）の特性や運転時の注意点

〇知識

・　自転車安全利用五則をはじめ、各ライフステージで重点的に教育すべき交通ルール（購入者のライフステージを見極めながら行うことが望ましい）

・　ヘルメットの着用

【教育方法例】

〇　販売時や試乗時に、

・　従業員からブレーキ操作等の基本的操作、乗車姿勢、車体の特性を踏まえた注意点等の指導

・　交通ルールの記載されたリーフレットを用いた説明及び当該リーフレットの配布（事例１）

・　交通ルール理解度テストの実施、交通ルール学習動画の視聴

・　ヘルメット着用の努力義務・被害軽減効果の説明
を行う。

イ　レンタサイクル・シェアサイクル事業者

【基本的な考え方】
・　貸し出された自転車の安全利用の確保について一定の責任を有する立場にある。
・　ウェブサイトやアプリケーション等の媒体を有することが多いことから、これらを活用し、貸出前に、的を絞った教育を行うことが効果的。

【主な教育の対象者】
・　成人（訪日外国人を含む。）

【教育内容】
〇知識
・　自転車安全利用五則（特に酒気帯び運転等の禁止に重点を置く。）
・　ヘルメットの着用
・　事故時の対応
〇行動・態度
・　交通違反時の罰則

【教育方法例】
〇　貸出前に、
・　交通ルールの記載されたリーフレット（外国語版を含む。）を用いた説明及び当該リーフレットの配布
・　ウェブサイトやアプリケーション等を用いた交通ルールの周知、交通ルール理解度テストの実施、交通ルール学習動画の視聴（外国語版を含む。）（事例２）
・　ヘルメット着用の努力義務・被害軽減効果の説明（ヘルメットの貸出しを行うと効果的）
・　上記媒体における交通ルールの教育と併せて違反時の罰則について説明
を行う。
〇　貸し出された自転車が利用されている間も、
・　「ながらスマホ禁止」「飲酒運転禁止」ロゴ等の車体への明記や、アプリケーション上のポップアップによる利用者への注意喚起
を行う。

ウ　保護者・家族

【基本的な考え方】
・　子どもの行動に対して大きな影響を与える立場にあり、子どもへの交通安全教育について第一義的責任を有する。
・　自転車の安全利用に係る全般の「技能」「知識」「行動・態度」を自らが日常的に教育を行うとともに、子どもをライフステージに見合った交通安全教

室等に参加させるなど子どもに対して自転車の交通安全教育が段階的かつ継続的に行われるよう配意する。

【主な教育の対象者】

・　未就学児～高校生、高齢者

【教育内容】

〇技能

・　各ライフステージで習得するべき技能

〇知識

・　各ライフステージで習得するべき知識

〇行動・態度

・　各ライフステージで習得するべき行動・態度

【教育方法例】

〇　家庭における日常的な教育として、

・　公道における交通ルール等（安全確認や、合図等の交通におけるコミュニケーションの励行を含む。）に則った運転に係る保護者による模範行動の実践

・　日常的な道路の走行における「止まる」「見る」「確かめる」の声掛け・実践

・　ライフステージに応じた教材を用いた交通ルールの教育（事例３）

・　路外逸脱や自己転倒についての注意呼びかけ（対高齢者）

・　ヘルメット着用の努力義務・被害軽減効果の説明（ヘルメットを購入し、着用させる）

・　自宅周辺や通学路等における危険箇所や危険の回避行動の具体的教示

・　対歩行者事故等により刑事・民事上の責任が生じること（家庭への影響等も含む。）の説明

を行う。

〇　まとまった時間が確保できる場合は、

・　公道以外の場所における三輪車や補助輪付自転車の使用による段階的なバランス能力及びブレーキのかけ方の教育

・　事業者等が開催する交通安全教室等への参加促進（未成年の場合は保護者・家族が一緒に参加することが望ましい。）（事例４・５）

を行う。

エ　学校等

【基本的な考え方】

・　日常生活全般における安全確保のために必要な事項を実践的に理解させる立場にあり、ライフステージの変化に合わせた段階的かつ体系的な教育が可能。

・　学校における交通安全教育は、総合的な学習や特別活動の時間等を利用し、交通安全教室を開催するなどしているほか、随時・随所の指導の観点から、朝の会や帰りの会等での指導・呼びかけを行っている。こうした教育の

機会を効果的に活用して、教育の時間に応じてその狙いを的確に定めた教育を行うことが効果的。

【主な教育の対象者】

・　小学生（下学年）～高校生

【教育内容】

〇技能

・　各ライフステージで習得するべき技能

〇知識

・　各ライフステージで習得するべき知識

〇行動・態度

・　各ライフステージで習得するべき行動・態度

【教育方法例】（※関係機関・団体と連携して実施）

〇　朝の会や帰りの会等の短時間の教育機会において、

・　各ライフステージで特に重点的に教育すべき交通ルールの指導、呼びかけ

を行う。

〇　総合的な学習や特別活動の時間等での交通安全教室において、

・　個人の技能習得状況に配慮したバランス能力及びブレーキのかけ方の練習

・　市街地等の混合交通を模した空間における法規走行での安全確認等の練習（事例６）

・　アニメやクイズ等、楽しく交通ルールを学ぶことができる教材・方法や、ＩＣＴを活用した双方向型学習による交通ルールの教育（事例７）

・　相互学習等、生徒が交通ルールの意義について自ら考え、主体的に議論することを目的とした交通ルールの教育

・　交通ルールの教育を通じた、歩行者と自転車の優先関係やどのような配慮を行うべきかについての検討・討論

・　見通しの悪い交差点でのフィールドワーク、危険箇所のプロット（事例８）

・　危険な自転車の運転が撮影された映像等の視聴

・　実際に起きた交通事故の概要と危険予測に関する教訓の説明

・　シミュレーター等を用いた危険性の体感（事例９）

・　交通ルールや危険予測・回避行動の教育を通じた、自分がどのような運転を行えば自らを守ることができるとともに交通の円滑が保たれるかについての検討・討論

・　交通ルールや危険予測に関して自ら学んだことの他者への教育や発表

・　対歩行者事故等により損害賠償や刑事責任が発生した事例の学習

・　地域の交通安全イベント等への積極的参画

を行う。

オ　雇用主事業者

【基本的な考え方】

・　従業員が業務において自転車を利用する場合は使用者責任を負うほか、従業員が自転車による通勤をしている場合は当該従業員に対し自転車の安全利用を監督すべき立場にある。

・　社内研修等の機会を通じ、交通ルールの教育や、企業責任と関連付けた社会的責任の啓発を行う。また、外国人の従業員を有する企業で、当該外国人が業務又は通勤で自転車を利用する場合には、特に、当該外国人が日本の交通ルールやマナーを理解し、自転車を安全に利用するよう教育を重点的に行う。

【主な教育の対象者】

・　成人（外国人を含む。）

【教育内容】

〇知識

・　全般の交通ルール（飲酒運転等の悪質な違反行為については、その責任と併せて重点的な教育を行う。）

〇行動・態度

・　歩行者や車両といった他の交通主体への配慮の重要性の理解と実践

・　他の模範となる運転を行うべきことの理解と実践

・　安全な交通社会づくりの重要性の理解と積極的な参加・協力を通じた社会的責任の醸成・実践

・　刑事・民事上の責任の理解

【教育方法例】

〇　社内研修等のまとまった時間で、

・　全般の交通ルールについての教育（事例 10）（外国人に対しては、外国語版の教材等を用いた説明）

・　企業が地域社会から理解されること、通勤災害防止の観点から、法に則った模範的な運転が重要であることの説明

・　対歩行者事故や飲酒運転等により損害賠償や刑事責任が発生した事例の紹介

を行う。

〇　日常の勤務時間において、

・　交通安全ｅラーニング等を活用した従業員への定期的な教育

・　事業所や駐輪場等でのポスターの掲載等による自転車の交通ルールの周知

・　忘年会シーズン等の飲酒運転が増えやすいと考えられる時期における飲酒運転禁止の注意喚起

・　ヘルメット着用の効果・必要性の呼びかけ

・　自治体等が開催する交通安全イベントについての案内

を行う。

カ　自治体

【基本的な考え方】
・　地域の道路事情や住民の居住実態等を把握しており、より地域の特性に応じた交通安全教育を地域に根ざした形で実施することが可能。
・　関係機関・団体と協同で交通安全教室等を開催したり、集会所等における自転車の安全利用に係る呼びかけ等を行うことが効果的。
【主な教育の対象者】
・　全ライフステージ
【教育内容】
〇技能
・　各ライフステージで習得するべき技能
〇知識
・　各ライフステージで習得するべき知識
〇行動・態度
・　各ライフステージで習得するべき行動・態度
【教育方法例】
〇　自治体が集会等を主催する場合に、
・　高齢者に対する路外逸脱や自己転倒の注意の呼びかけ（事例 11）
・　事業者等と連携した自転車の乗り方教室や交通安全教室等の開催
・　交通ルールの記載されたリーフレット等の配布
・　地域の道路における危険箇所等の呼びかけ
を行う。

キ　交通安全教育を行う民間事業者や地域の団体

【基本的な考え方】
・　自転車の交通安全教育について専門的知見や専用の資機材を有し、受講者のライフステージに応じた交通安全教育を臨機応変に提供が可能である。
・　上記ア～カの実施主体と連携した交通安全教育の実施により、より幅広い者に対して質の高い交通安全教育を普及させることが効果的。
【主な教育の対象者】
・　全ライフステージ
【教育内容】
〇技能
・　各ライフステージで習得するべき技能
〇知識
・　各ライフステージで習得するべき知識
〇行動・態度
・　各ライフステージで習得するべき行動・態度
【教育方法例】
〇　上記ア～カの実施主体と連携する中で、
・　公道以外の場所でのバランス能力及びブレーキのかけ方の練習

・　市街地等の混合交通を模した空間における法規走行による安全確認等の練習
・　技能面の教育を通じた、他者や物へぶつからないこと等の重要性を認識させる教育（事例 12）
・　アニメやクイズ等、楽しく交通ルールを学ぶことができる教材・方法や、ICT を活用した双方向型学習による交通ルールの教育
・　相互学習等、生徒が交通ルールの意義について自ら考え、主体的に議論することを目的とした交通ルールの教育
・　交通ルールの教育を通じた、歩行者と自転車の優先関係やどのような配慮を行うべきかについての検討・討論
・　見通しの悪い交差点でのフィールドワーク、危険箇所のプロット
・　実際に起きた交通事故の概要と危険予測に関する教訓の説明
・　交通ルールや危険予測・回避行動の教育を通じた、自分がどのような運転を行えば自らを守ることができるとともに交通の円滑が保たれるかについての検討・討論
・　交通ルールや危険予測に関して自ら学んだことの他者への教育や発表
・　危険な自転車の運転が撮影された映像等の視聴
・　シミュレーター等を用いた危険性の体感や、危険予測能力の養成・確認
・　対歩行者事故等による損害賠償や刑事責任が発生した事例の学習

を行う。

３　事例・教材紹介

・　各教育実施主体による効果的な教育に資するよう、具体的な教育事例や各ライフステージに適した教育コンテンツ等を掲載（※）。
・　警察において行う「自転車の交通安全教育実施事業者公表制度（仮）」の概要等を掲載。

※掲載は自転車のポータルサイトに行うこととし、適宜更新を行う。
ガイドライン上では、同ポータルサイトのＱＲコードを掲載。